

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）のご案内

子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

はじめに・・・申請は必要ですか？

今回、支給を受けるにあたって、中学生までは「プッシュ型」による支給を行いますので、**改めての申請は不要です。（高校生等の方、保護者が公務員の方は申請が必要。）**

申請書は役場住民課窓口・ホームページにてダウンロードしてください。

※希望しない場合等は、**12月10日まで**に役場住民課までご連絡ください。

※「プッシュ型」とは毎年6月に児童手当の現況届等で、所得・払込み口座を村が把握しているため、申請無しで振込み通知することです。

1. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

次に記載する児童が対象になります。

- ①令和3年9月分の児童手当（本則給付）支給対象となる児童
- ②9月30日時点で**高校生**（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童（保護者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満の場合）
- ③令和4年3月31日までに生まれた児童手当（本則給付）の支給対象児童（**新生児**）

2. だれがもらえるの？（支給対象者）

上記に記載のある児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者に支給されます。（児童手当（本則給付）受給者もしくはそれに準ずる対象者）

3. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、5万円です。

4. いつもらえるの？（支給時期）

対象の方には、12月から順次支給を開始します。以降、入金の確認ができなかった場合には、お問い合わせください。

※申請が必要な方については、支給時期が異なります。

5. どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

①児童手当（本則給付）を受給している受給者及び一部の高校生や新生児の保護者
令和3年10月支給時の児童手当（本則給付）を受給している口座や別途届出済みの口座に振り込みます。

②支給申請を行った保護者
申請書で指定した口座に振り込みます。

※上記につきましては、指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）が支給されませんので、対応をお願いします。